

会 則

第 1 条(名称)

本クラブは『BLUE EAGLES』フットボールクラブと称する

第 2 条(所在)

本クラブの本部は代表宅とする

ただし、会計に関する所在については会計役員宅とする

第 3 条(目的)

本クラブはサッカーを通して運動に対する正しい理解と関心を深め健全な心身の育成と共に会員同士の親睦を図ることを目的とする

第 4 条(運営)

本クラブは入会資格により定める規約に因って運営を行う事とする

第 5 条(役員)

本クラブは代表 1 名、部長 1 名、副部長 1 名、会計 2 名、庶務 2 名、会計監査 1 名、広報若干名、学年担当コーチ数名とする
尚、代表、部長は相互の連絡により役員会を招集することができる

第 6 条(役員の任期)

役員の任期は 1 ヶ年とし、年度末に総会を開き役員改選、決算報告、事業報告の審議を行い、議決は出席者の 2/3 以上の評決による事とし、委任状も認める

第 7 条(施行)

本会則は 平成 3 年 4 月 1 日より施行する

- ” 平成 15 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 19 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 23 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 26 年 4 月 1 日一部改正

(付則)

保護者は、事情の許す限り、練習の様子、試合の様様を見学し常に子供を励まし、親と子のふれあいに務める事とする

規 約

第 1 項(会則)

本クラブは「BLUE EAGLES」フットボールクラブとして会則に準ずる

第 2 項(入会資格)

- ①板橋区及び近郊に在住・在学する園児から小学校 6 年生
- ②スポーツを行うのに適した健康状態であり、本クラブの趣旨に賛同したものは入会できる

第 3 項(入会手続)

入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び会費共に提出する

第 4 項(入会金・会費)

入会金 2,000 円、会費(月額)小学生 3,000 円、園児 1,000 円と定め、会費は毎月 25 日(土、日、祝祭日の場合は翌営業日、残高不足の場合は翌月 5 日に再引き落とし)に翌月分をゆうちょ銀行より引き落としする

第 5 項(指導日時)

本クラブは富士見台小学校校庭を活動の場とし、やむを得ない事由を除き、毎週日曜日及び祝祭日の午前 8 時から午後 10 時 30 分まで(偶数月)、午前 10 時 30 分から午後 1 時まで(奇数月)を練習時間とする

第 6 項(指導内容)

本クラブは専任コーチと財)日本サッカー協会、板橋区サッカー連盟の指導者講習会で資格を受けた保護者のコーチにより指導される

第 7 項(服装)

練習には原則ユニフォームまたはチーム指定ウェアを着用し、大会・練習試合にはコーチから指示のあったユニフォームを着用する

第 8 項(スポーツ傷害保険)

本クラブ会員は、全員練習及び練習の為の往復路に於いて万が一事故に遭った場合の為、スポーツ傷害保険に加入する。窓口は代表とする

第 9 項(運営費)

本クラブの運営上の経費は会費をもって充当する

第 10 項(退会)

休会・退会を希望する者は、1 ヶ月前までに申し出ること

この場合、既納会費は返還しない

第 11 項(休会)

休会はケガや病気等、やむを得ない事由により練習や試合に出られない場合のみ認める

第 12 項(除名)

本会則に違反したり 1 ヶ月以上無断で休む等、会員として相応しくないと認めた者に対して本クラブはコーチ、役員の見解を聞いた上で除名することが出来る

第 13 項(会費の改定)

会費の改定必要がありと認めた場合、代表は役員会を招集し、役員一同協議する事とし、総会において附議する

第 14 項(会計帳簿の閲覧)

会員の保護者は代表に申し入れた上で会計帳簿を閲覧することが出来る

第 15 項(ボランティア活動)

本クラブの役員・コーチ及び各役員は全てボランティア活動とする

第 16 項(施行)

本会則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する

- ” 平成 8 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 12 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 15 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 19 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 23 年 4 月 1 日一部改正
- ” 平成 26 年 4 月 1 日一部改正

(付則)

1. 少年部の活動を円滑に行うため、各役員の役割を定める
2. 会費の有効活用を図るため事前承認的予算や各種行事の予算枠など、会費の使用方法を定め、理事会に諮り随時見直しを行っていく
3. 入会後必要なものは、ユニフォーム、ストッキング、サッカーパンツ、ボール、脛当て、スパイクシューズ(中高学年のみ)とする
4. 年間の主な行事として、東京都サッカー協会主催の大会、板橋区サッカー連盟主催の大会、東京都リーグ戦、板橋区リーグ戦、夏季合宿(8 月)、富士見台小学校PTAふれあいまつり(10 月)、親子サッカー大会、おしるこ会(1 月)、ブルーイーグルス杯、ブルーイーグルス少年部総会(3 月)、6 年生を送る会(3 月) とする
5. 本クラブの合宿は合宿委員に依って運営される
合宿委員の任期は 9 月から翌年 8 月までとする
6. 練習、試合を休む場合は、必ず学年担当コーチに連絡すること
7. 保護者は事情の許す限り、練習の様子や試合の様様を見学し、常に子供を励まし、親と子のふれあいに努めることとする